

## 第 4 0 号 議案

### 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 28 日

提出者 足立区長 近藤弥生

### 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 33 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 の項中「社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第 9 条」を「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 59 条」に、「提出した現況報告書」を「なされた届出の内容」に改める。

別表第 7 中 3 の項を 5 の項とし、2 の項を 4 の項とし、同表 1 の項事務の欄中「（平成 27 年法律第 53 号）」を削り、同項手数料の名称及び額の欄中「居住のために継続的に使用する室、廊下、階段その他の居住に供する部分」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項に規定する住宅部分」に改め、「（住宅部分以外の建築物の部分をいう。以下同じ。）」、「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第 8 条第 1 号イ（1）に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）」及び「（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、同項を同表 3 の項とし、同項の前に次のように加え

る。

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			計画提出又は計画通知のとき
	(1) 非住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。)の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	2万7,100円	
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万400円	
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	12万8,000円	
		当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上のもの	16万1,000円	

		1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	20万1,000円
(2)	ア モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量(以下「一	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	14万5,700円
(1)		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	23万5,700円
以外の非住宅部分の場合		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	30万9,000円

	次エネルギー未満のもの	
「消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下の表(5の項を除く。)にお	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	37万1,000円
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	43万5,000円

	いて同じ。 ) による場合		
イ 標準入力 法等（実際 の設計仕様 の条件を基 に算定した 一次エネル ギー消費量 及び屋内周 囲空間の年 間熱負荷を 用いて評価 する方法を いう。以下 この表（5の 項を除く。） において同 じ。）による 場合	当該部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル以上 2,00 0 平方メート ル未満のもの 当該部分の床 面積の合計が 2,000 平方メ ートル以上 5,000 平方メ ートル未満の もの 当該部分の床 面積の合計が 5,000 平方メ ートル以上 1 万平方メート ル未満のもの 当該部分の床 面積の合計が 1 万平方メー トル以上 2 万 5,000 平方メ ートル未満の	36万 7,100 円 52万 3,700 円 64万 6,000 円 76万 3,000 円	

		もの		
		当該部分の床面積の合計が 2万5,000平方メートル以上のもの	87万1,000円	
2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	(1) 非住宅部分の用途が工場等のみの場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1万9,100円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	5万6,400円
			当該部分の床面積の合計が	9万円

に係る 建築物 エネルギー消 費性能 適合性 判定	5,000 平方メー トル以上 1 万平方メート ル未満のもの		
	当該部分の床 面積の合計が 1 万平方メー トル以上 2 万 5,000 平方メー トル未満の もの	11万 3,000 円	
	当該部分の床 面積の合計が 2 万 5,000 平 方メートル以 上のもの	14万 1,000 円	
( 2 ) ( 1 ) 以外 の非 住宅 部 分 の場 合	ア モデル建 物法による 場合	当該部分の床 面積の合計が 300 平方メー トル以上 2,00 0 平方メート ル未満のもの	10万 2,100 円
		当該部分の床 面積の合計が 2,000 平方メー トル以上 5,000 平方メー トル未満のもの	16万 5,100 円

	一トル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	21万 6,000 円
	当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上 2万 5,000 平方メートル未満のもの	26 万円
	当該部分の床面積の合計が 2万 5,000 平方メートル以上のもの	30万 5,000 円
イ 標準入力 法等による 場合	当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,0 00 平方メートル未満のもの	25万 7,100 円

	当該部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	36万 6,700 円
	当該部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 1 万平方メートル未満のもの	45万 3,000 円
	当該部分の床面積の合計が 1 万平方メートル以上 2 万 5,000 平方メートル未満のもの	53万 5,000 円
	当該部分の床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートル以上のもの	61 万円

別表第 7 に次のように加える。

6 建築	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微	交付
------	------------------------	----

物の工 ネルギ ー消費 性能の 向上に 関する 法律施 行規則 (平成 28年国 土交通 省令第 5号) 第11条 の規定 に基づ く建築 物工ネ ルギー 消費性 能確保 計画の 変更が 軽微な 変更に 該当し ている	な変更に該当していることの証明手数料 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽 微な変更に該当していることの証明手数料の額 は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ て、次に掲げる額	申請 のと き
	(1) 非住宅部分の 用途が工場等のみの 場合	当該部分の床 面積の合計が 300平方メー トル以上2,00 0平方メート ル未満のもの
		当該部分の床 面積の合計が 2,000平方メ ートル以上5, 000平方メー トル未満のも の
		当該部分の床 面積の合計が 5,000 平方メ ートル以上 1 万平方メート ル未満のもの
	当該部分の床 面積の合計が 1万平方メー	9万円
	当該部分の床 面積の合計が 11万3,000 円	11万3,000 円

ことの 証明	トル以上 2 万 5,000 平方メー ー トル未満の もの			
	当該部分の床 面積の合計が 2 万 5,000 平 方メートル以 上のもの		14 万 1,000 円	
	( 2 )	ア モ デ ル	当該部分の床 面積の合計が	10 万 2,100 円
	( 1 )	建 物 法 に よる場合	300 平 方 メー ー トル以上 2,00 0 平 方 メート ル未満のもの	
( 2 ) ( 1 ) 以外の 非住宅 部分の 場合		当該部分の床 面積の合計が 2,000 平方メー ー トル以上 5, 000 平方メー ー トル未満のも の		16 万 5,100 円
		当該部分の床 面積の合計が 5,000 平方メー ー トル以上 1 万平方メート		21 万 6,000 円

	ル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が 1万平方メートル以上2万 5,000平方メートル未満の もの	26万円
	当該部分の床面積の合計が 2万5,000平方メートル以 上のもの	30万5,000円
イ 標準入 力法等に よる場合	当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上2,00 0平方メートル未満のもの	25万7,100円
	当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの	36万6,700円
	当該部分の床	45万3,000

	面積の合計が 5,000 平方メー トル以上 1 万平方メート ル未満のもの	円
	当該部分の床 面積の合計が 1 万平方メー トル以上 2 万 5,000 平方メー トル未満の もの	53 万 5,000 円
	当該部分の床 面積の合計が 2 万 5,000 平 方メートル以 上のもの	61 万円

別表第 7 備考中第 4 号を第 8 号とし、同表備考第 3 号中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」を「認定申請手数料等」に改め、同号を同表備考第 7 号とし、同表備考第 2 号中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」を「認定申請手数料等」に改め、同号を同表備考第 6 号とし、同表備考第 1 号中「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料」の次に「（以下「認定申請手数料等」という。）」を加え、同号を同表備考第 5 号とし、同号の前に次の 4 号を加える。

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合

性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明に係る手数料（以下「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合に、非住宅部分として取り扱う。

- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。
- 3 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

#### 付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### （提案理由）

社会福祉法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたし

ます。